

社会福祉法人松代福社会定款細則

第1条 この細則は、社会福祉法人松代福社会定款（以下「定款」という。）第24条及び第17条2項の規定を補足する事項を定める。

第2条 定款第24条に規定する『日常の業務として理事会で定めるもの』は、次のとおりとする。

- (1) 施設長の任免その他、重要な人事を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (10) 入所者の日常生活に必要な金銭の立替管理に関する事。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

第3条 定款第17条第2項に規定する常務理事の『この法人の業務を分担執行する。』は、次のとおりとする。

- (1) 予算・決算の執行に関する事。
- (2) 職員の勤務配置及び事務分担の決定に関する事。
- (3) 職員の定期昇給の発令に関する事。
- (4) 産前産後休暇等の代替職員およびパートタイム職員の雇い入れに関する事。
- (5) 職員の勤務割振りに関する事。
- (6) 職員の出張命令及び復命に関する事。
- (7) 職員の時間外勤務及び休日勤務に関する事。
- (8) 職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。
- (9) 職員の宿日直勤務の命令に関する事。
- (10) 職員の被服貸与に関する事。

- (11) 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
- (12) 利用者の日常の処遇及び一般事務に関すること。
- (13) 利用者の日常生活に必要となる金銭の立替管理に関すること。
- (14) 収入（寄附金を除く。）事務に関すること。
- (15) 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
- (16) 予算計上されている契約額が1件10万円以下の契約締結に関すること。
- (17) その他、定例又は軽微な事項。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。